

未入居の場合の申立書に添付する書類の例

①現住家屋(旧居)の処分方法等がわかる書類 現在の家屋を今後どうするのか(又は自己所有ではないこと)を証明するもの	
現在の家屋(旧居)の状況	添付書類
売却する場合	・売買契約(予約)書、媒介契約書等の写し (売却することがわかる書類)
賃貸に出す場合	・賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等の写し (賃貸することがわかる書類)
貸家、社宅、寮等の場合	・賃貸借契約書、使用許可証、家主の証明書等の写し (申請者の所有家屋ではないことがわかる書類)
親族が引き続き住む場合 現住家屋が親族の所有する家屋の場合	・当該親族の申立書等 (今後申請者の居住用に供されないことがわかる書類)

②現住家屋の処分方法等が未定である場合、入居が登記の後になる理由を疎明する書類 入居が遅れるやむを得ない事情を具体的に裏付けるもの	
入居が遅れる具体的な理由	添付書類
資金借入・抵当権設定等を急ぐ場合	・家屋新築や取得の資金貸付等に係る金銭消費貸借契約書の写し ・家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し等
前住人がまだ退去していない場合	・前住人と申請者(又は宅建業者)との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し等
本人や家族の病気療養の場合	・治療期間が記載された医師の診断書の写し等
リフォーム工事を行う場合	・工事請負業者が作成したリフォーム工事の工程表の写し 又はリフォーム請負工事契約書の写しや見積書の写し等 (当該家屋の工事がわかるもの)
こどもの小学校入学等に合わせる場合	・世帯全員の住民票の写し(※高崎市内に住民登録がない場合)(該当する家族の年齢確認のため)
転勤の都合等の場合	・在職証明書など本人の勤務先のわかるものの写し
本人が単身赴任の場合	・家族が入居済(住民票異動済)であることが条件 ・在職証明書など本人の勤務先のわかるものの写し

※高崎市内に住民登録がない場合、「住民票の写し」の添付が必要です。高崎市内に住民登録がある場合、「住民票の写し」は添付不要です。